

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 平成 22 年 4 月 27 日（火）午前 10 時 00 分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 小濱委員 吉備委員
中里委員 野木委員 山田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

平成 22 年 4 月 27 日（火）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
「言語活動サポートブック」の発行について ほか
- 3 請願等審査
受理番号 503 公立学校用教科書の採択について（請願）（平成 22 年 3 月 23 日受理）
- 4 審議案件
教委第 3 号議案 学校運営協議会を設置する学校の指定について
教委第 4 号議案 学校運営協議会委員の任命について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。
まず、はじめに、会議録の承認を行います。
前回、平成22年4月13日の会議録署名者は、小濱委員と野木委員です。
会議録につきましては、すでにお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
では次に、教育長から一般報告をお願いいたします。

山田教育長 **【教育長一般報告】**

- 1 市会関係
特になし
- 2 市教委関係
 - (1) 主な会議等
 - 4/13 ヨコハマはG30推進本部会議
 - 4/23 人権教育推進協議会総会
 - (2) 報告事項
 - 「言語活動サポートブック」の発行について
- 3 その他

今田委員長 教育長の報告が終了しましたが、ご質問等ございますか。

特にご質問等がなければ、先程、教育長から、別途所管課から説明とありました「言語活動サポートブックの発行」について説明をお願いします。

今辻指導企画課長 **【「言語活動サポートブックの発行」について説明】**

今田委員長 事務局から説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。

野木委員 新聞で拝見しとても期待されている内容だと思いますが、3000部の発行で503校ですと1校あたり6部くらいしか届けられません。内容を見ましたがとても良い内容なので、保護者にも届けられるくらい発行することは出来なかったのでしょうか。3000部は予算の関係なのでしょうか。

今辻指導企画 課長	予算の関係で 3000 部となっています。
野木議員	全国でも初の試みだと思うので、今回の評価をみて次回はもっと多く発行できるようにしてください。
中里委員	<p>新しい学習指導要領では言語活動の充実が非常に強くうたわれています。横浜市の教育委員会で今回パンフレットを作成していただいたことはとても助かると思います。</p> <p>言語活動とは正しい表現、伝える文章の構成力、内容の深まり、三次元的な力をつけていく必要があると思われま。</p> <p>サポートブックを活用しながら充実した授業を行うことは大切ですが、日々の積み重ねが必要だと思います。生徒が職員室に入り「先生、鍵」と言われてそれに応じてしまう、「先生、紙」と言われてプリントを渡したり、家では「お母さん、めし」といわれて応じてしまう。きちんとした言葉の言い回しをさせてから対応していく積み重ねが大切ではないかと思ひます。</p> <p>積み重ねがあつてこそ、教科でのサポートブックを利用した授業が活かされるので、幼児のときから、しっかりと言葉遣いをしていく家庭啓発が必要と思ひます。</p> <p>教師の言語のスキルアップが必要だと思います。教師がきちんとした言葉を使い、授業もきちんとした構成の授業を展開することが生徒の言語能力の向上に繋がると思ひるので、教師のスキルアップもともに目指していくべきだと思います。</p>
吉備委員	<p>お願いですが、小学生で自分の辞書を持っている子がどの程度いるのか。幼稚園では、卒園時に国語辞典を贈る園もあるようですが、学校から自分の辞書を持ってくるようにとの指示があまり聞こえてきません。背景には、学校では人数分の辞書を用意して、児童に貸出をする学校もあるようですが、やはり辞書が全ての基本ではないかと思ひます。それに気づかない保護者がいるようであれば、保護者に対して国語辞書の必要性というものを伝えていただき、子どもに 1 冊持たせるようにしていただきたいと思ひます。</p> <p>また、読み、書きの能力の低下は、どのように図っているのでしょうか。将来的に横浜の子ども言語能力が向上したと判断するためには、何を計測値として図るのでしょうか。</p>
漆間指導部長	<p>読解力が非常に落ちてきているというのは、世界的調査でも言われていますし、横浜の子どもたちはどうかというと、子どもに接している先生や指導主事の現場の声もあります。今後の読解力向上については、全国のテストや横浜市独自のテストで測ることが出来ると思ひます。また、教師側のスキルアップのほか、家庭での言葉遣いを保護者の方から直してもらふことも必要です。そのためには、学校長からサポートブックの紹介や必要なコピーを配るほか、国語辞典を活用して学習させるなど、保護者に伝えていくことも出来ると思ひます。サポートブックとうまく併用して辞書の活用も進めていきたいと思ひます。</p>
吉備委員	<p>子どもたちが漢字検定などが受けやすいように学校の体育館などを利用して受験できるようにはならないでしょうか。</p>

漆間指導部長	はまっこ学習ドリルでは、学力向上のため計算や漢字の検定も含めて進めていく予定です。
小濱委員	<p>大学でゼミを担当していますが、文章を書いてもらうと現在の学生の文章力、表現力が低下していると感じています。一例として、話し言葉と書き言葉は異なるものですが、書き言葉を書くとは、頭の中で時間をかけて、文章を構成していくことですが、修練がないために、レポートも話し言葉で書いてくる学生がいます。考える過程や時間が織り込まれていないことが多いためだと思われます。もっと早い時期から、一人でものを考えて生活で経験したことなどを書き言葉で表現するということが必要だと思います。</p> <p>そういう観点で見ると、社会科等の学習では、手紙を書く、新聞を読むとありますが、国語科の学習では比較的長い散文を書くという項目がないと感じました。戦前は長文を書くことが重要視されていましたが、だんだん重要視されなくなったと感じています。今後可能であれば、自分を比較的長い散文で表現するという項目があればいいなと思いましたが、その点はどうでしょうか。</p>
漆間指導部長	小濱委員からご指摘のあった、作文や長文を書くという単元は国語科の授業の中で指導していきます。個人的な意見ですが、子どもたちが本を読む機会が減っていると思います。見て書く、読書感想文を書くなども必要だと思います。
小濱委員	<p>単に自分の考えたことを書くというのではなく、発達段階に併せて、文章を見て書き写すということも必要で、そちらのほうが先かもしれません。</p> <p>フランスの美術の授業では、セザンヌなどの模写をさせてそれが基礎訓練になっているので、文章でも同じことが言えるのではないかと思います。</p>
今田委員長	記憶力は年とともに衰えてくるものですが、若い時の暗記力はすばらしいです。若い時にいい文章、いい詩を暗記すると頭の中に吸収されるので、指導の中で進めていただくことが大事だと思います。
漆間指導部長	名文に経験や考え方を学ぶことになりますので、良い文章を読ませていくことは必要だと思っています。
野木委員	言語活動サポートブックをウェブにアップする予定はあるのでしょうか。
漆間指導部長	ホームページはまだ検討していませんが、良い内容のものが出来ましたので、出版が出来ないか検討しています。安い単価で出来れば多くの方に活用していただくと考えています。
野木委員	ITを活用しても、費用を負担してもらえる方法もあるので、たくさんの紙を使う方法ではなく、ウェブにアップする方法も検討してはどうでしょうか。
漆間指導部長	多くの先生に活用してもらえるいろいろな方法を今後検討していきます。
山田教育長	国語の分野だけでなく、理科や算数の分野にわたっているので、子どもたちが何を問われているのか分からないと、問題の解きようがない、答えの出しようがないなど根本的なことに関わってきますので、このところを学校教育の中でしっかりと身に付けていってほしいと思います。

今田委員長	<p>今の意見を参考にしながら取り組んでいってください。</p> <p>それでは、議事日程に従い請願等審査に移ります。ではまず、受理番号 503 の「請願等」について、所管課から説明をお願いします。</p>
漆間指導部長	<p>「公立学校用教科書の採択について」請願が届いていますので、請願の内容と考え方に付きまして、所管の室長より説明いたします。</p>
齊藤指導主事 室長	<p>「公立学校用教科書の採択についての請願」受理番号 503 については</p> <p>(1)教科書の採択は、教育基本法の改正や新学習指導要領の趣旨を踏まえて、教育委員会の権限と責任によって、適切に行うこと</p> <p>(2)教科書の調査研究は、教科書の内容をより重視するように改めること。特に、その重要な観点として、「教育基本法等の改正や新学習指導要領の趣旨がどのように反映されているか」という観点を設けることの2点です。</p> <p>そのうち2点目の調査研究の観点については、採択の基本方針を教育委員会がその権限と責任において決定していく内容でございますので、本件請願につきましては、引き続き検討してまいります。</p>
今田委員長	<p>所管課から説明等ありましたが、何か質問等がありますか。</p> <p>一番目の内容は、ごく当たり前のことを言っているのではないのでしょうか。</p>
漆間指導部長	<p>補足させていただきます。基本方針策定にあたっては、関係法令や文部科学省、神奈川県教育委員会の通知や指導に基づき、横浜市教育委員会の権限と責任において決定してまいります。なお、教科書採択の基本方針をはじめ、観点等につきましては、今後、教育委員会で議論を深めていく事項であると考えております。という、考え方であります。</p>
小濱委員	<p>2番目の観点の教科書の調査研究は、教科書の内容をより重視するように改めることとなっておりますが、この請願を出された方は、これまでは内容が重視されていないとお考えなのではないでしょうか。</p>
齊藤指導主事 室長	<p>内容を重視した結果、採択してきたと私は思っております。</p>
今田委員長	<p>教科書採択の基本方針等は次回以降審議していくわけですね。その時点でどう扱うか議論するということですね。</p> <p>本件については、今後、教科書採択の基本方針の審議に合わせて本請願も審査したいと思いますので、継続審査としていくことでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>では、了承されましたので、継続審査といたします。</p> <p>以上で、請願等審査は終了といたします。</p> <p>次に議事日程に従い、審議案件に入ります。会議の非公開について、お諮りします。教委第4号議案「学校運営協議会委員の任命について」は、人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。</p>

各委員	<了 承>
今田委員長	それでは、教委第4号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。
高橋総務課長	<p>それでは、ご報告申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日、「南高等学校同窓会・南高等学校PTA・南高等学校後援会」から「南高校に設置する併設型中高一貫校の基本計画策定に関して、その検討・協議課程の透明度を高め、市民の意向を十分に反映した市民協働の基本計画策定と学校づくりを求める請願」が提出されました。 ・4月21日、「教科書問題を考える横浜市民の会」から「2010年度の教科書採択に関する要望書」が提出されました。 ・また、4月22日、「金沢区教育を考える会」から「教科書採択基本方針・調査研究の観点についての要請」が提出されました。 <p>これら請願・要請書等につきましては、事務局で調整のうえ、次回以降にお諮りいたします。</p> <p>次回の教育委員会定例会については、5月11日、火曜日の午前10時から開催いたしますので、よろしく申し上げます。</p>
今田委員長	<p>皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会定例会は5月11日、火曜日の午前10時から開催することとします。</p> <p>それでは審議に移ります。審議の順番ですが、まず公開案件の審議を行い、次に非公開案件の審議を行うこととします。</p> <p>それでは、教委第3号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定」について、説明をお願いします。</p>
漆間指導部長 今辻指導企画課長	【教委第3号議案「学校運営協議会を設置する学校の指定」について説明】
今田委員長	所管課から、説明が終了しましたが、ご質問等ございますか。
中里委員	<p>学校運営協議会とは、いわゆる「まち懇」とは異なるものです。36校が学校運営協議会を立ち上げていて、東山田中学校のように先行している学校もありますが、「まち懇」との違いをはっきりさせて、より良い学校運営を目指す学校運営協議会が実施されることが必要だと思います。</p> <p>学校運営協議会をもっている学校が、年1回でもよいので、情報交換できる機会を設けて、「まち懇」との違いを示し、運営の力になるようにしていく必要があると思います。</p>
今田委員長	今辻課長、東鴨居中で運営協議会を運営されてきて、メリットをどのように感じていますか。
今辻指導企画課長	立ち上げ時に少し不安はありましたが、地域の中で学校運営にご協力をいただいている方に委員をお願いしたこともあり、地域の中の学校としてさらに意識して頂き、学校運営や経営、方針について様々な助言をいただくことが出来ましたほか、学校活動についても一歩踏み込んだ支援をいただけたことがとても良かったと思

います。また、教職員の意識が随分と変化し、地域に支えられているという意識がとて高まりましたので、教職員にとってもとてもよい組織だったと思います。小学校と合同で開催したこともあり、そういう点でもとても良かったと感じています。

漆間指導部長 平成22年度には、60校に拡大していく予定です。

今田委員長 予算も増えない中で、地域の力を借りて活発な学校活動を進めていく必要があるでしょうね。

山田教育長 今の時代は、学校単独では存在できないので、地域の学校支援、また、学校も地域に貢献するという環境の中で、子どもたちが生き生きと学んでいけるような学校を地域の中で作っていかないと、これからの教育は難しいと思います。予算をあまりかけずに地域の中で学校が存在していく工夫ができればいいなと思っています。

今辻指導企画課長 先ほど中里委員からご指摘がありましたように、各学校が実施していることを発信していくことに今後は努めていきたいと考えています。

吉備委員 委員の任命はこの後になると思いますが、運営委員の構成は学校運営協議会の設置に関する規則の第3条に規程されているとあり、必ず保護者をいれないといけない決まりだと思えますが、保護者の役割は、各学校が定めた学校目標をより学校が推進しやすいように各家庭が協力することが役割だと思います。

それを踏まえると、この学校運営協議会や教科書審議会にしても、学校・家庭・地域という、保護者の声が求められています、地域も家庭も役割が同じような印象を受けるときがあります。家庭というのは学校から示されたことに対してきっちりご奉仕することが家庭の役割だと思います。何でも一緒に作り上げていくというのはいかなものかと考えています。

人数構成を見ても、保護者の数は全体の中で少なくなってもいいと思っています。一人、二人の数で十分だと思います。保護者との意見や計画については、すでに存在しているPTAで審議するのが本来の姿であって、学校運営についてなんでも保護者の意見を聞くということはいかなもののでしょうか。

漆間指導部長 学校運営協議会とまち懇の最大の違いは、保護者と地域住民が一定の権限と責任をもって学校運営に参加するということです。PTA組織とは違うと私は思っています。PTAは学校と共にありながらも協力するという組織だと思いますが、運営協議会は、学校に通わせている保護者の立場から「この方向性でいいのか」と積極的に意見を述べていただくほうが良いと思います。

吉備委員 ありがとうございます。ただ、私の思いとしては、あまりにも擦り寄りすぎている印象を与えるのではないかと思います。やはり学校は一つの柱を持ち保護者はそれを理解し協力を惜しまないというのが保護者の根本的な姿だと思いますが、それを飛び越えた形になることが他の面にも違った形で影響しないように願っています。

内田総務部長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の第2項の規程で、「学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者」ということで、法律が予定しているメンバーの

中に保護者を入れることが法律の趣旨です。

学校運営協議会が法制化されたときに、地域住民と共に保護者も構成の要因として予定されていますので、その点を補足しておきます。

漆間指導部長 校長をしていた経験から言うと、校長が学校の方針をはっきり保護者に伝え保護者から反対意見がでるのもいいと思います。その中で、校長がしっかり方針を伝えた中で、保護者と共に学校運営を進めるという関係ができるのがいいと思います。

小濱委員 学校運営協議会とこのたび開設された4方面の学校教育事務所との間に連携ができるのが望ましいと私は思いますが、その点に関して、アイデアなりすでに実施していることはありますか。

漆間指導部長 これから、指導主事は学校と密接に関わっていきますので、その中で、学校運営協議会を設置している学校では、当然指導主事との関連は生まれてきます。それから、学校経営推進会議は区ごとにありまして、指導企画課と方面別事務所が所管します。その中で、学校運営協議会の情報共有もしていくので、今後、積極的に関わっていく体制になっていくと思います。

中里委員 学校運営協議会設置の規則第9条第4項「協議会は、設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるができる」とありますが、任用に関して、具体的にどのような動きがあるのでしょうか。

漆間指導部長 まだ、設置校も多くないので、人事についての要望はそれほどありません。たとえば、非常勤の先生を早くつけてほしい、校長先生に引き続き勤務してほしいなどのご意見はありました。

中里委員 それを受けた事務局は尊重するということになるのですね。

漆間指導部長 教職員人事課の問題ですが、基本的にそのようなルールですが、尊重しながらもほかの要因も勘案して決定していくということになります。

今田委員長 それでは、ほかにご質問がなければ原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは原案のとおり承認いたします。以上で公開案件の審議が終了しました。その他委員の方から何かありますか。

特にご発言がなければ、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方はご退席願います。また、関係部長以外の方もご退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時15分]